



容器包装廃棄物の3Rの推進

～ 容器包装リサイクル法の改正～

環境省 廃棄物・リサイクル対策部
リサイクル推進室

【 目次 】

1. 容器包装リサイクル法の概要
2. 容器包装リサイクル法の成果と課題
3. 容器包装リサイクル法の改正
4. その他の措置
5. 終わりに

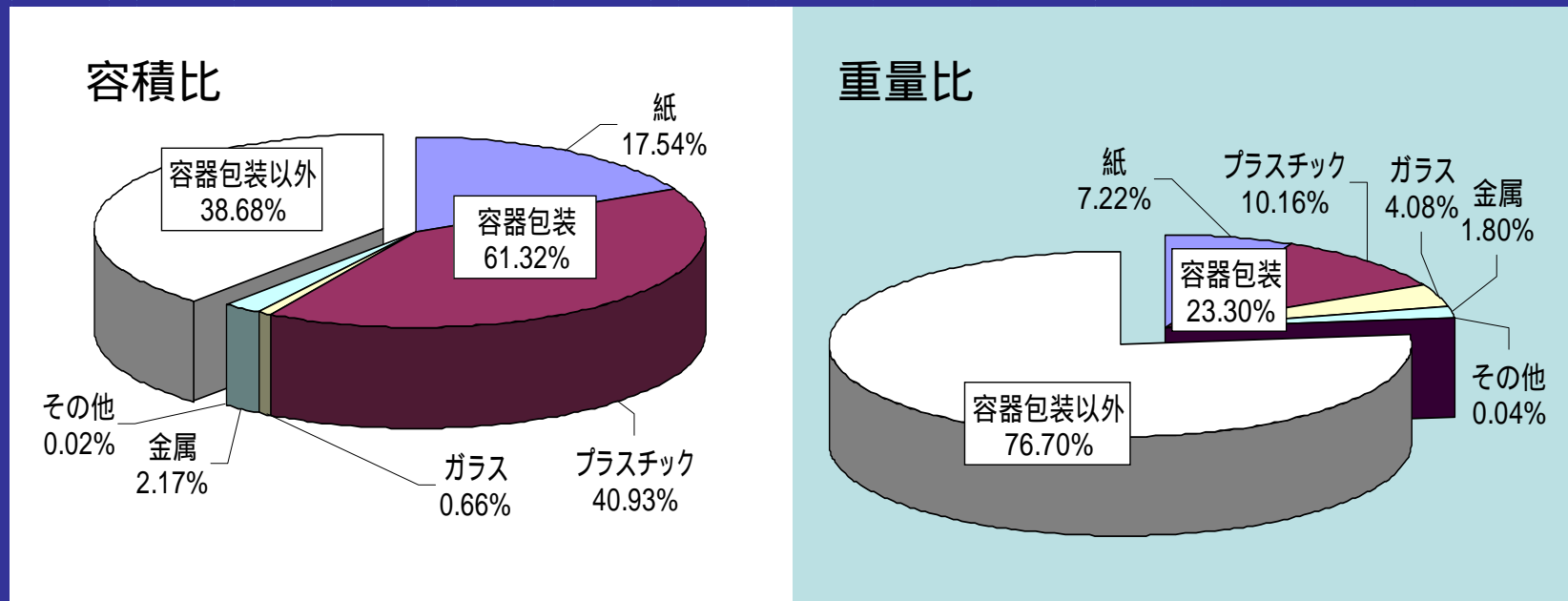
1. 容器包装リサイクル法の概要

1. 容器包装リサイクル法の概要

容器包装リサイクル法の背景

一般廃棄物の排出量の増大に伴い、最終処分場がひっ迫しつつある問題を解決し、ゴミゼロを目指す「循環型社会」を構築する必要。

容器包装廃棄物は一般廃棄物の6割以上を占める(容積比)



1. 容器包装リサイクル法の概要

容器包装リサイクル法の概要

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担のもと、容器包装廃棄物の分別排出・分別収集、そしてリサイクル(再商品化)を行う制度を構築。

各主体の役割

消費者・・・家庭で使用した容器包装廃棄物を**分別排出**
市町村・・・消費者が出した容器包装廃棄物を**分別収集**
事業者・・・市町村が集めた容器包装廃棄物を**再商品化**

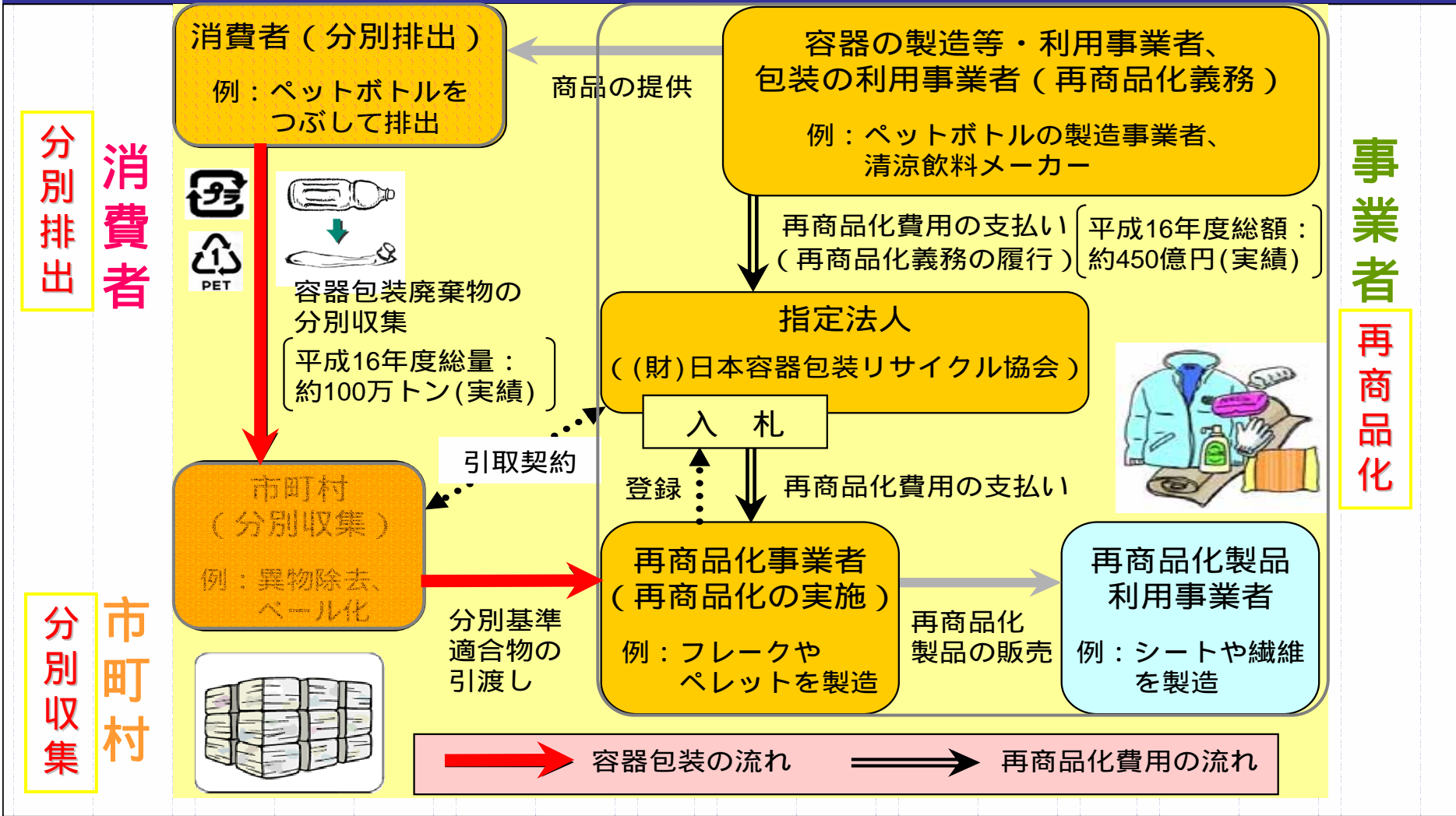
容器包装廃棄物とは・・・家庭から排出される一般廃棄物のうち、

スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、
ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装
紙製の容器包装、段ボール



1. 容器包装リサイクル法の概要

容器包装廃棄物の一般的な流れ

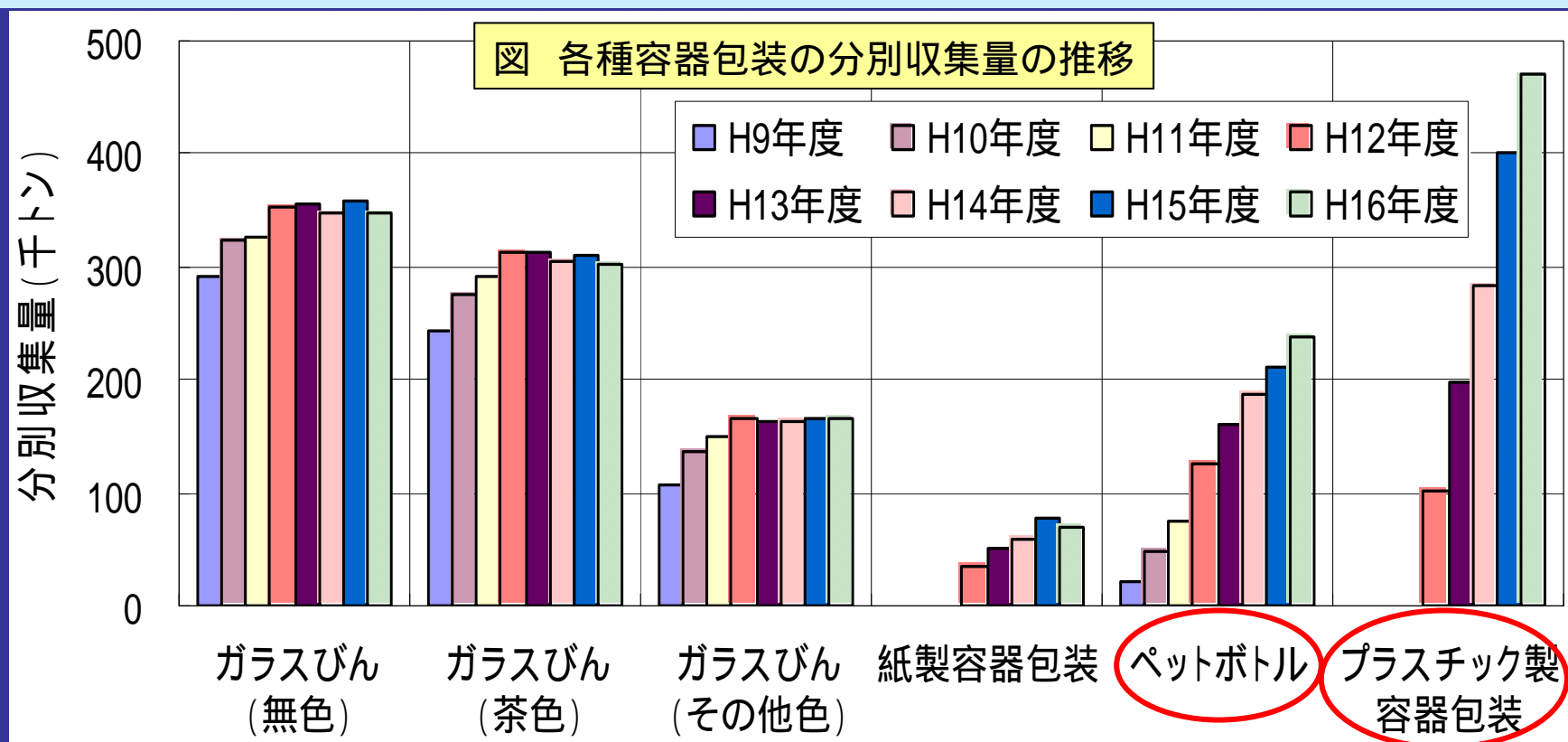


2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

市町村による分別収集量の増加

- + 分別収集を実施する市町村・分別収集量は増加傾向にある。
特に、ペットボトル、プラスチック製容器包装の収集量が大幅に拡大している。



2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

リサイクル率の着実な増加

⊕ 一般廃棄物全体のリサイクル率を見ても、増加の一途をたどっている。

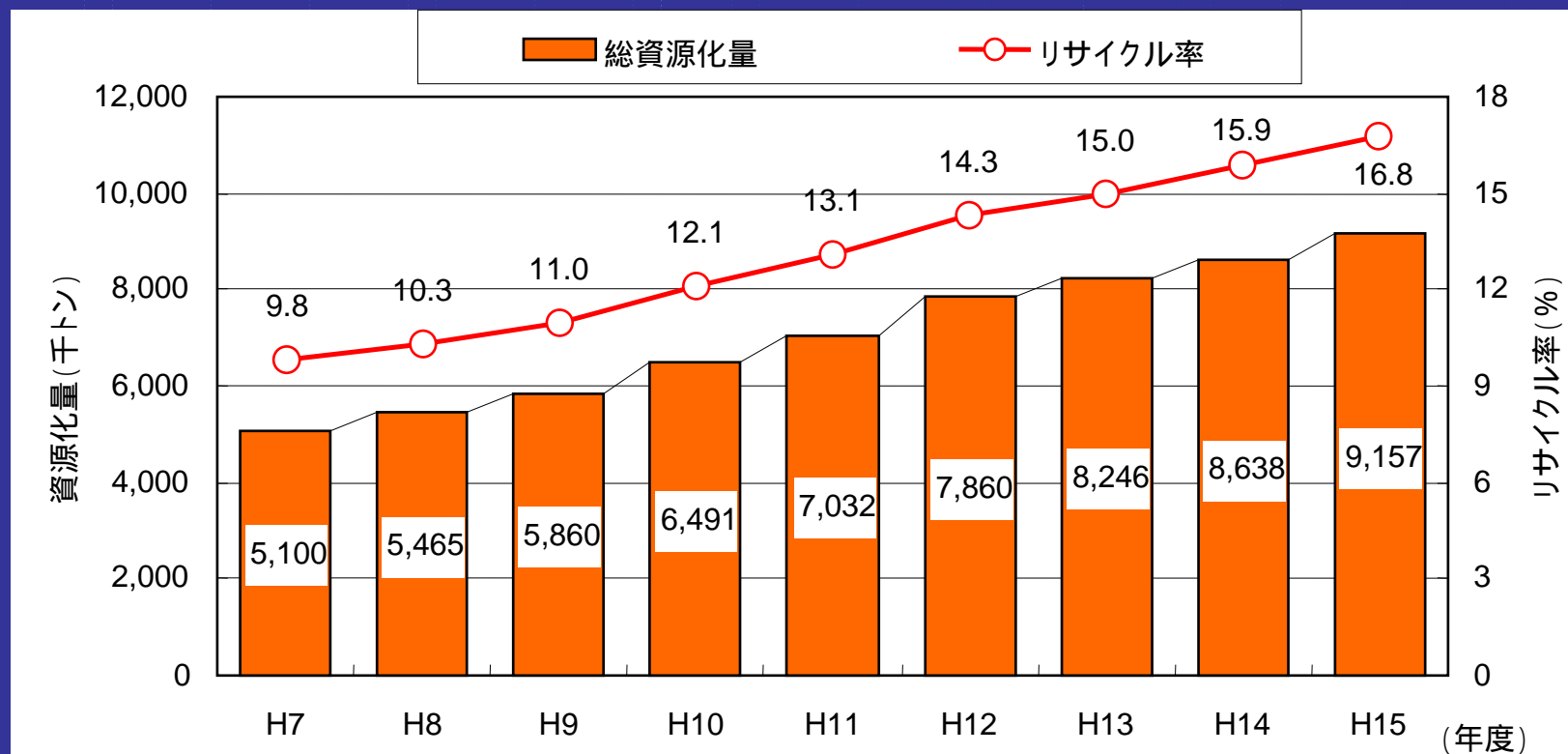
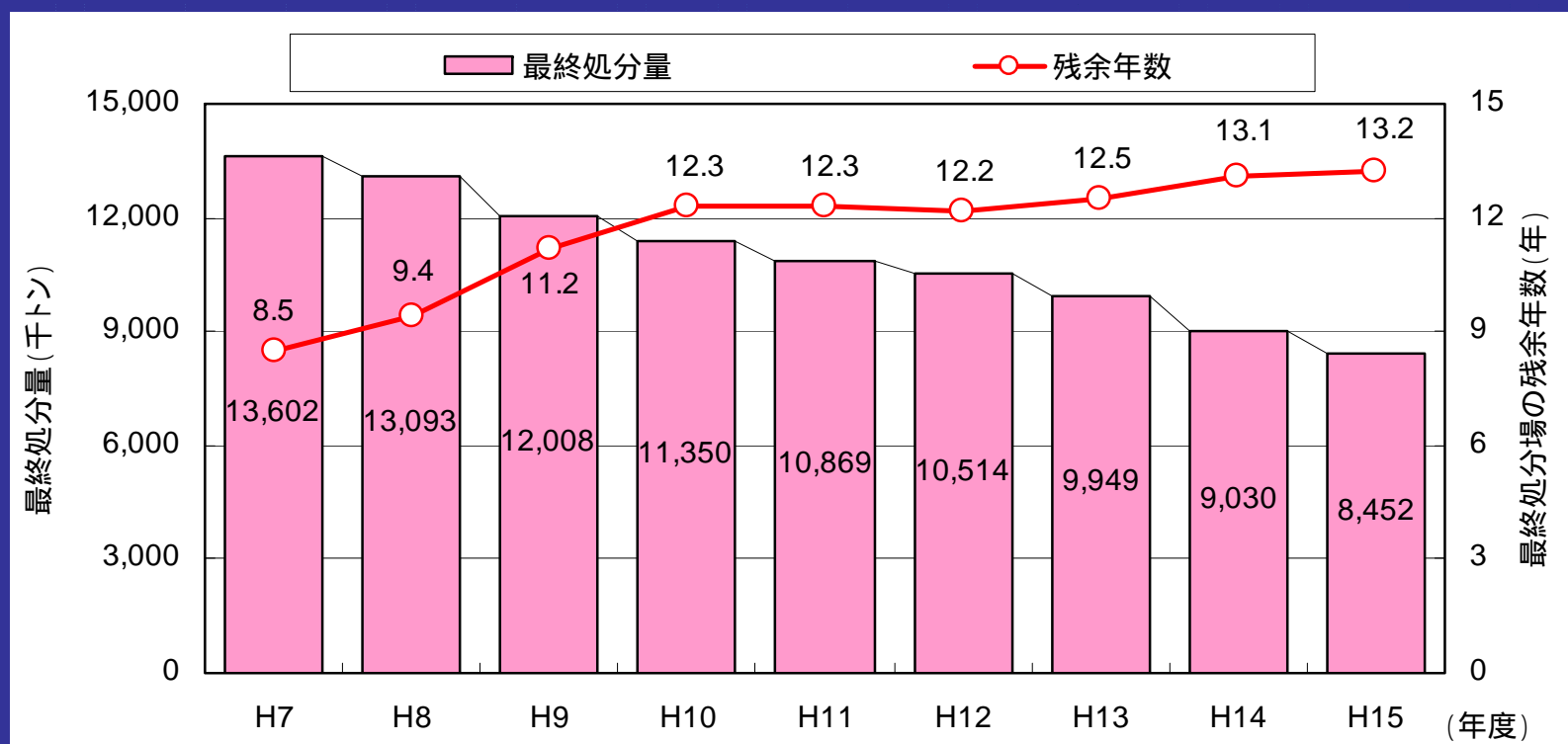


図 一般廃棄物の総資源化量とリサイクル率の推移

2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

最終処分量の減少と最終処分場の状況改善

- リサイクルの進展もあり、一般廃棄物の最終処分量が年々減少している。
また、最終処分場の残余年数についても一定の改善が見られる(残り約13年)。



2 . 容器包装リサイクル法の成果と課題

事業者による容器包装削減の推進

+ 事業者の努力により、容器包装の軽量化等の成果が見られる。

図 事業者による容器包装の軽量化等の取組事例

事業者	容器種類	重量削減（削減率）
麒麟ビール	ビール大びん	605g → 475g (21%)
麒麟ビバレッジ	2Lペットボトル	63g → 42g (33%)
サントリー	500mlペットボトル	32g → 23g (28%)
森永乳業	ビヒダスヨーグルト容器	21g → 16g (24%)
花王	ワイドハイター320mlボトル	34g → 24g (29%)
エフピコ	食品トレイ	39g → 13g (66%)
王子ネピア	ふんわりスリム容器	箱高削減 (23%)

2 . 容器包装リサイクル法の成果と課題

一般廃棄物の排出量の推移

- 家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量は横ばいとなっている。
また、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合も変わらず大きなものとなっている。

図 一般廃棄物、家庭ごみ及び容器包装廃棄物の排出量の推移

	平成9年度	平成12年度	平成15年度
一般廃棄物の排出量(千t)	51,200	52,362	51,607
家庭ごみの排出量(千t)	35,228	34,372	34,656
容器包装廃棄物の割合(容積比%)	55.53	61.76	61.32
容器包装廃棄物の割合(重量比%)	22.59	23.67	23.30

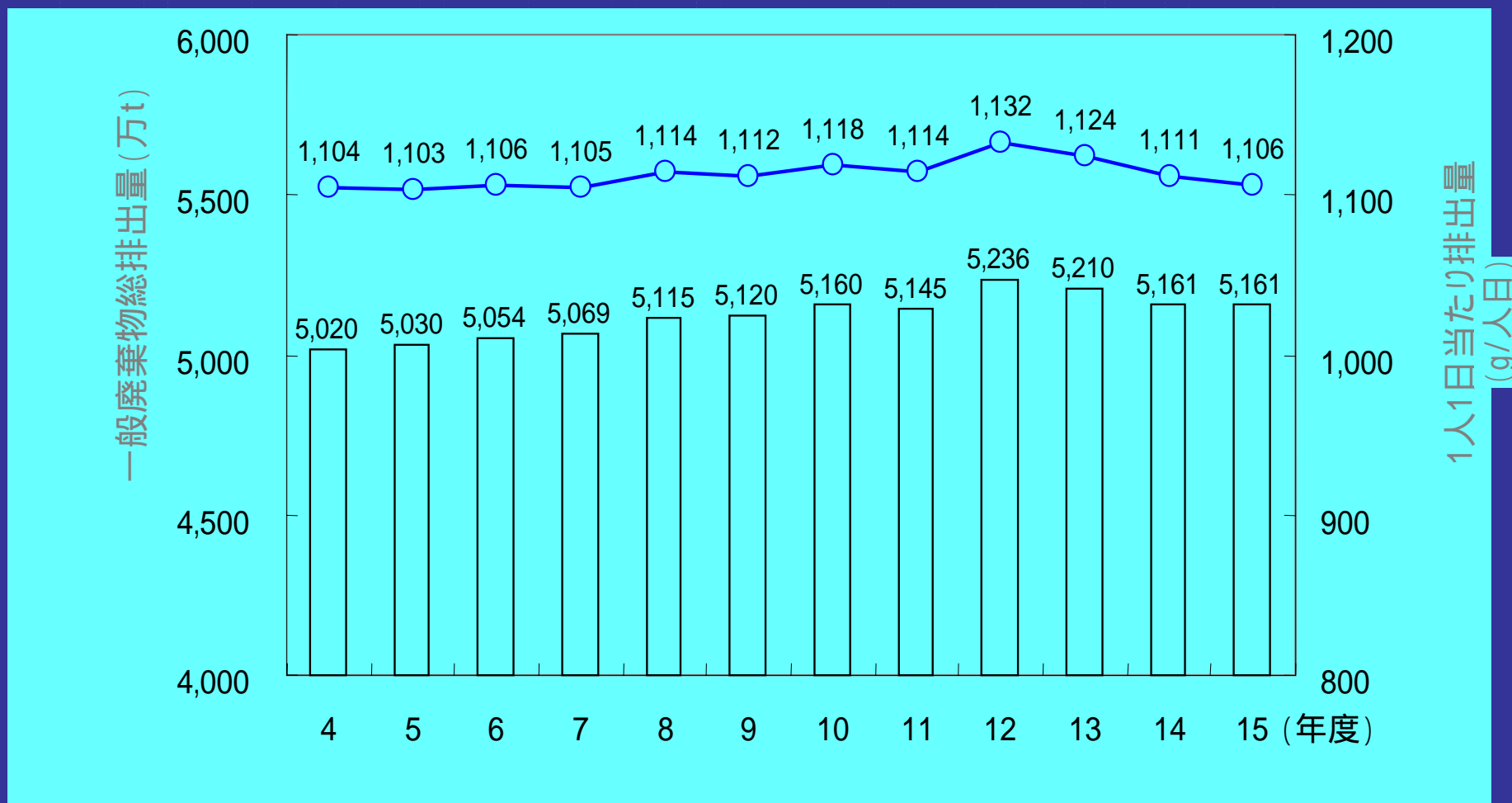


リサイクルのみならず排出の抑制を推進する必要



2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

(参考) 一般廃棄物の総排出量と1人1日当たりの排出量



2 . 容器包装リサイクル法の成果と課題

分別収集・選別保管に伴う市町村負担

- 容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に伴い市町村負担が増加している。

市町村による分別回収・選別保管コスト

約3000億円

ごみ処理量の減少による焼却・埋立て費用の削減分
を差し引いた容器包装リサイクル法施行後の純増分

約380億円

(環境省による平成15年度の推計)



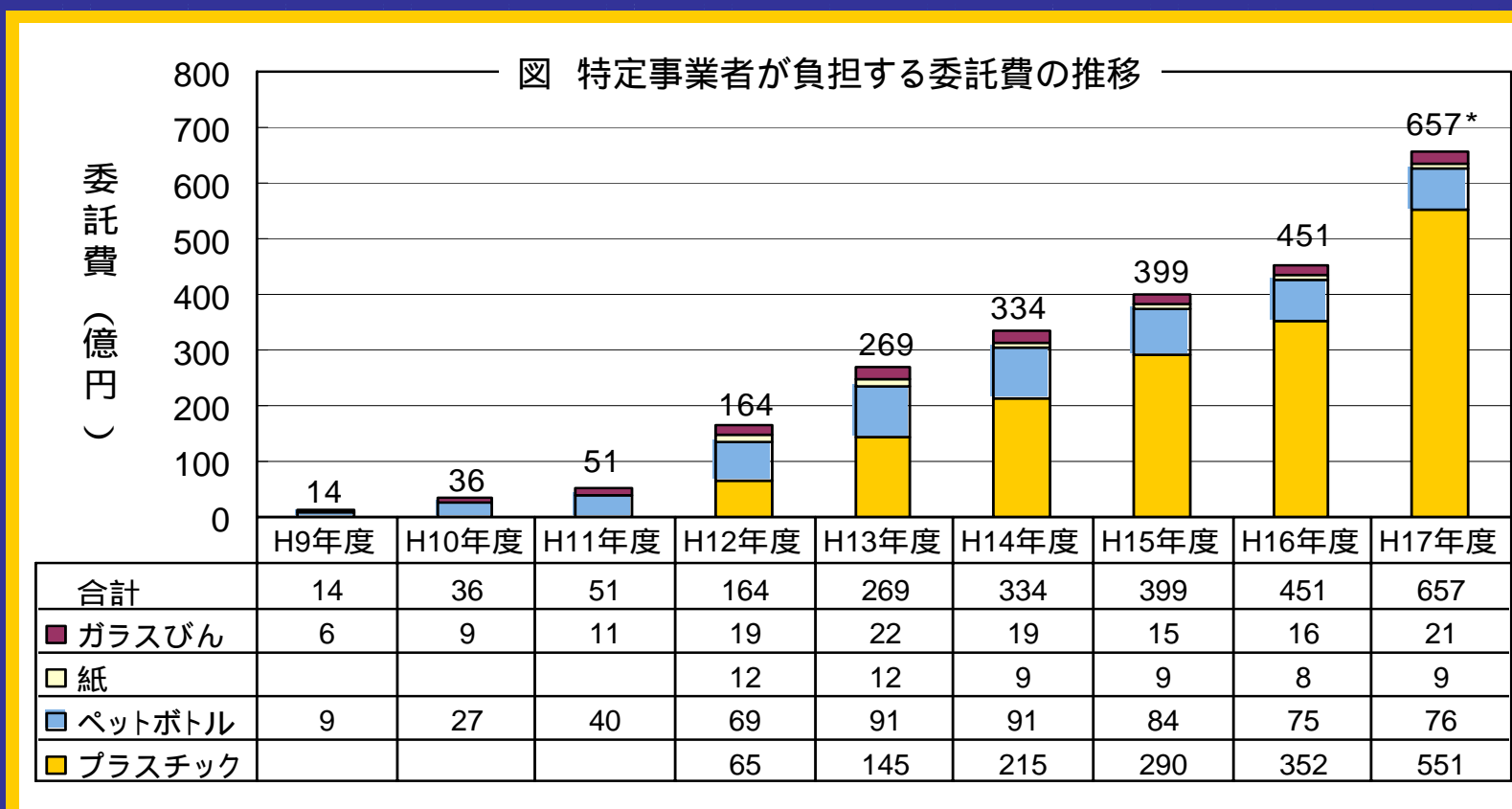
質の高い分別収集を推進する必要



2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

再商品化に伴う事業者の負担増

- 特定事業者の支払う再商品化委託費も年々増加している。



再商品化の合理化を推進する必要



ただ乗り事業者の存在

- 再商品化義務が課せられているにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」が未だ一定数存在しており、事業者間の不公平が発生。

容器包装を製造、利用した事業者は、小規模()な事業者を除き、再商品化を行う必要。

ただ乗り事業者が支払わない再商品化委託の費用は、他の特定事業者の負担になることから、公平性・信頼性が失われる。

小規模とは、業種ごとに定める 従業員・ 事業売上高に満たない事業者をいいます。



事業者間の公平性を確保する必要

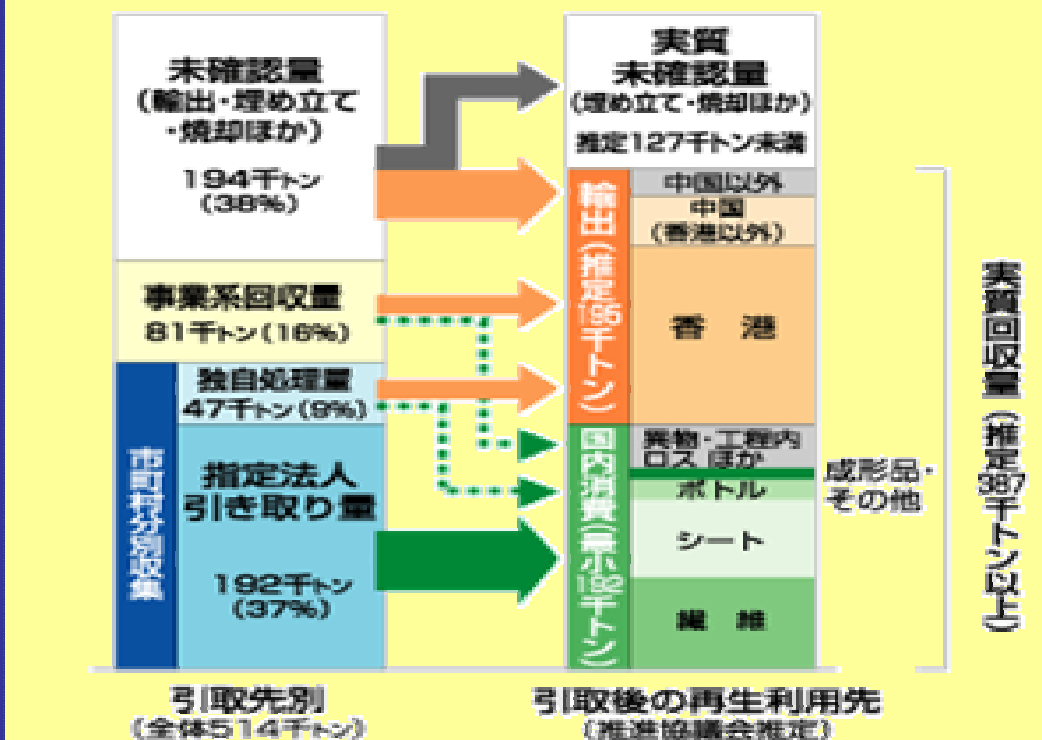


2. 容器包装リサイクル法の成果と課題

使用済ペットボトルの海外流出

- 住民と市町村の努力により集められたペットボトルの一部が海外に輸出されており、国内での再商品化の実施に支障が生じている。

図4 ● 使用済みPETボトルの行方 (概念図/2004年)



輸出量...

推計約20万トン



国内における円滑な再商品化を進める必要



3 . 容器包装リサイクル法の改正



3 . 容器包装リサイクル法の改正

容器包装リサイクル法の見直し

平成16年からの約1年半にも及ぶ中央環境審議会等による審議、答申を踏まえ、本年6月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布。

見直しの基本的方向

容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

リサイクルに要する社会全体のコストの効率化

国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

・改正容器包装リサイクル法は、本年6月9日に成立、6月15日に公布



3 . 容器包装リサイクル法の改正

改正容器包装リサイクル法の概要

基本的方向に基づき、容器包装リサイクル法の課題に対応することにより、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等を促進。

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)

1.消費者の意識向上・事業者との連携の促進

2.事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

質の高い分別収集・
再商品化の推進

3.事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者間の
公平性の確保

4.ただ乗り事業者に対する罰則の強化

容器包装廃棄物の
円滑な再商品化

5.円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

3 . 容器包装リサイクル法の改正

1 . 消費者の意識向上・事業者との連携の促進

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。

平成19年4月1日施行

容器包装廃棄物排出抑制推進員とは…
(愛称：「3R推進マイスター」)

環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す影響力のあるオピニオンリーダーなどに委嘱し、事業者、消費者に対し、普及啓発、アンケート等の活動をしていただく予定。



(推進員イメージ)

3 . 容器包装リサイクル法の改正

2 . 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

・容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な事業者に対して、「判断の基準となるべき事項」として排出の抑制に向けた取組を主務大臣が定める。

・容器包装を多量に利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入。

平成19年4月1日施行

容器包装の使用の合理化が必要な事業者・・・小売業者

(各種商品小売業 (百貨店・デパート) / 飲食料品小売業 / 織物・衣服・身の回り品小売業 (服屋など) / 自動車部分品・附属品小売業 / 家具・じゅう器・機械器具小売業 (家具屋など) / 医薬品・化粧品小売業 (ドラッグストア) / 書籍・文房具小売業 / スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 / たばこ・喫煙具専門小売業)

容器包装を多量に利用する事業者

・・・年間使用量50トン以上 (地方中堅スーパーマーケット程度)



3 . 容器包装リサイクル法の改正

小売業者の判断の基準となるべき事項

- 1 . 目標の設定・・・容器包装の使用原単位の低減に関する目標を策定
- 2 . 容器包装の使用の合理化・・・(1)・(2)により排出の抑制を相当程度促進

(1)消費者の排出の抑制を促進

(容器包装の有料化、容器包装を使用しないように誘引するためのポイント等の提供、マイバッグ等の提供、容器包装の使用に関する声掛け 等)

(2)自らの過剰な使用を抑制

(薄肉化又は軽量化された容器包装の使用、適正な寸法の容器包装の使用、商品の量り売り、簡易包装化の推進 等)

- 3 . 情報の提供・・・レジ袋削減のポスターやパンフレットの消費者への配布等
- 4 . 体制の整備等・・・責任者の設置、従業員に対する研修
- 5 . 安全性等の配慮・・・容器包装の安全性、機能性等に配慮
- 6 . 容器包装の使用の合理化の実施状況の把握・・・取組の効果の把握
- 7 . 関係者との連携・・・国、自治体、消費者、関係団体及び事業者との連携

3 . 容器包装リサイクル法の改正

多量利用事業者が毎年報告すべき事項

- 1 . 容器包装を用いた量・・・前年度の使用量
- 2 . 判断の基準に基づき実施した取組及びその他の容器包装の使用の合理化に関し実施した取組・・・判断基準に基づく具体的な取組
- 3 . 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値・・・売上高、店舗面積など
- 4 . 容器包装の使用原単位・・・容器包装の使用量を3 . で割った値

レジ袋の有料化による効果

オーケー(株)・・・1枚6円...マイバッグ持参率約70%

(株)ビッグ・エー・・・1枚10円...マイバッグ持参率約90%

エコ・ポイントによる効果

豊田市・・・20枚辞退で100円分の買い物券...マイバッグ持参率約15%

品川区・・・250枚辞退で500円分の買い物券...レジ袋削減率約11%

名古屋市・・・40枚辞退で100円分の買い物券...レジ袋削減率約9%



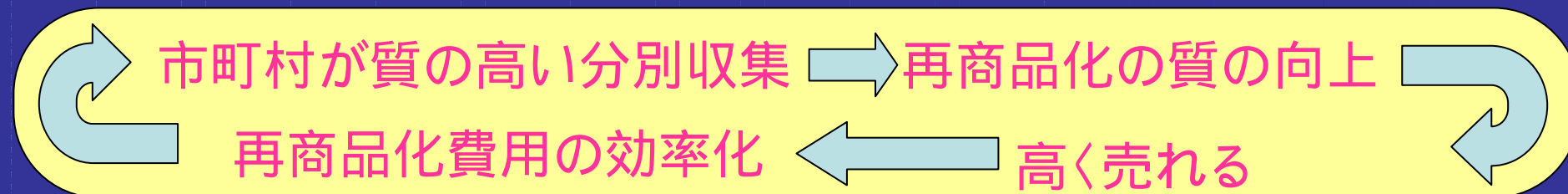
3 . 容器包装リサイクル法の改正

3 . 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

質の高い分別収集を行い、再商品化の合理化を図るため、事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

平成20年4月1日施行

(1)市町村による分別収集と事業者による再商品化が相互に高め合う



(2)事業者から市町村へ拠出される額…

再商品化費用効率化分の2分の1 (予定)

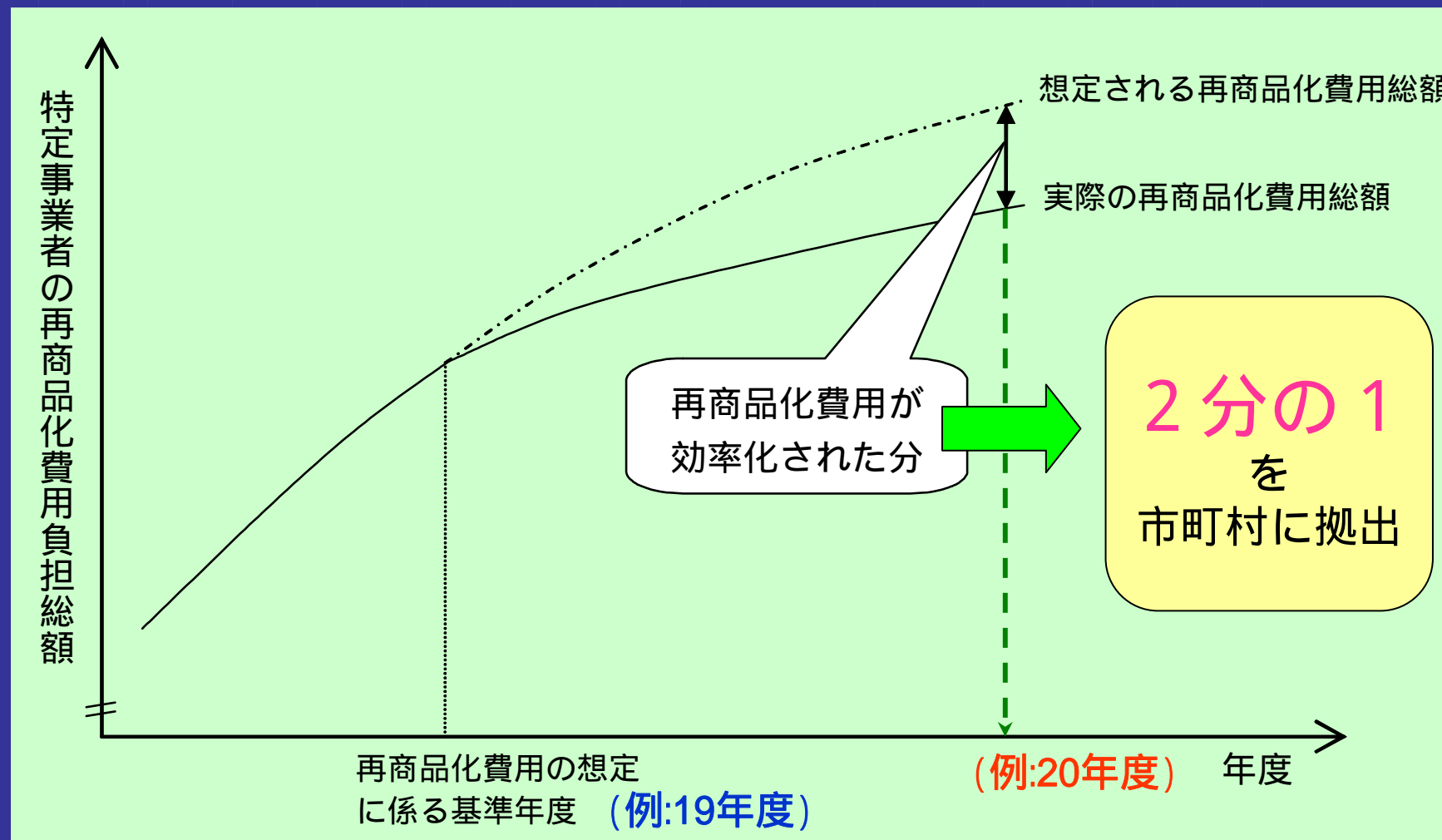
(3)各市町村への資金の拠出の方法…

- ・市町村ごとの分別基準適合物の質
- ・再商品化費用の低減額 (検討中)

3. 容器包装リサイクル法の改正

(参考)

資金拠出制度イメージ図



3 . 容器包装リサイクル法の改正

市町村分別収集計画等の策定 1 年前倒し

資金拠出制度の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とすることにより、より適切な制度運営を図ることが可能となることから、資金拠出制度が施行される平成20年を始期として策定するよう市町村分別収集計画等の見直しを行う。

平成19年4月1日施行

(1) 市町村分別収集計画は、5カ年計画で3年ごとに見直しを行うことになっている。分別収集見込量のほか、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する方策が位置付けられることになる。

(2) あわせて、都道府県分別収集促進計画、再商品化計画についても平成20年を始期として策定するよう見直しを行う。



3 . 容器包装リサイクル法の改正

4 . ただ乗り事業者に対する罰則の強化

事業者間の公平性を確保するため、再商品化の義務を果たさない事業者(いわゆる「ただ乗り事業者」)に対する罰則を強化する。

平成18年12月1日施行

ただ乗り事業者に対する罰則…

現行の「50万円以下」から「**100万円以下**」へ引上げ

このほかの罰則では、

(1)容器包装多量利用事業者による排出抑制促進の違反…

「**50万円以下**」の罰金

(2)事業者による定期報告・報告徴収の義務違反…

「**20万円以下**」の罰金

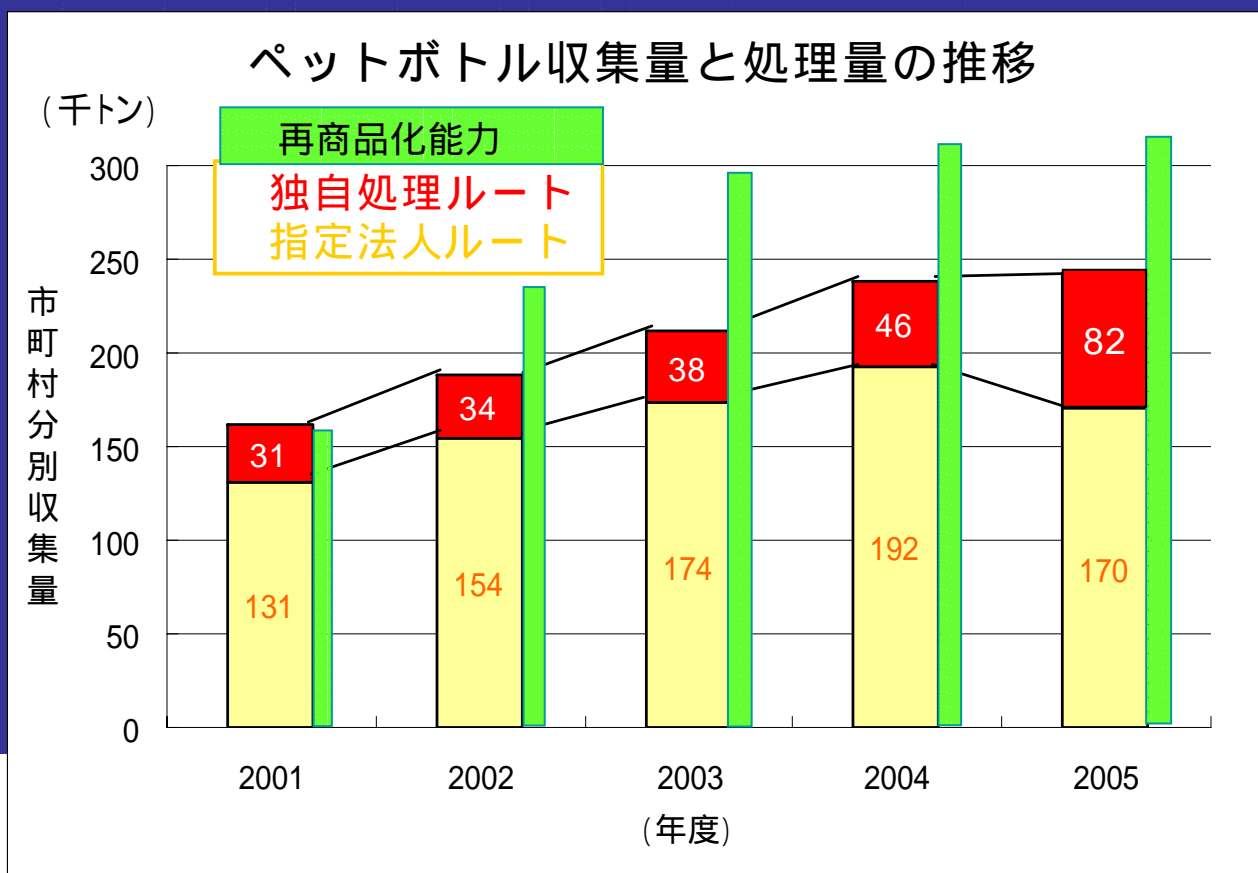


3 . 容器包装リサイクル法の改正

5 . 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

使用済みペットボトルの国外への流出等にかんがみ、容器包装廃棄物の円滑な再商品化を図るため、「再商品化のための円滑な引渡し」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

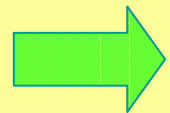
平成18年12月1日施行



3 . 容器包装リサイクル法の改正

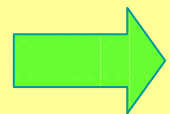
これを受け、新たな国の基本方針として、以下の内容が位置付けられた。

(1)市町村は、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、**指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要**であること



原則は、法律に定められたルートで再商品化する必要。

(2) 市町村の実情に応じて指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、**それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要**があること



例外的な場合には、住民への説明責任を果たす必要。

4 . その他の措置について

4 . その他の措置

プラスチック製容器包装のサーマルリカバリー

市町村による分別収集の拡大により、今後の5年間でプラスチック製容器包装の分別収集量が再商品化可能量を上回る可能性がある。



このような場合の緊急避難的・補完的な対応として、プラスチック製容器包装を固形燃料等の原材料として利用することを再商品化として認める。

平成19年4月1日施行



< 固形燃料の例：RPF >

古紙及びプラスチックを原料としており、製紙会社等のボイラーや発電設備において、石炭、重油の代替燃料として利用されている。

4 . その他の措置

ペットボトルの容器包装区分の見直し

容器包装のペットボトルは、10年前に決められた「しょうゆ・飲料」を容れたものに限定されているが、それ以外にもペットボトルに該当する商品が存在。



新たにペットボトルとして、めんつゆ、ノンオイルドレッシングの調味料等再生利用に適した商品を容れたものを追加する。

平成20年4月1日施行



4 . その他の措置

容器包装廃棄物の3 R推進事業

法改正のほか、モデル事業、表彰事業、広報事業の3本柱で施策を展開。

3 R 推進モデル事業

レジ袋の有料化に向けた地域協定や、自治体によるリターナルブルビンの分別収集など地域のモデルとなる事業の支援

3 R 促進表彰事業

優良小売店・製造事業者の評価やマイバッグ運動などの優良事例を表彰する制度を創設

3 R 推進広報事業

容器包装廃棄物の3 Rに関する普及啓発キャンペーンを実施

5. 終わりに

すべての関係者の連携に3Rの推進

消費者、市町村、事業者等すべての関係者の連携協力により容器包装廃棄物の3Rを推進することが必要。

消費者

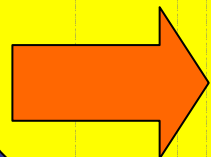
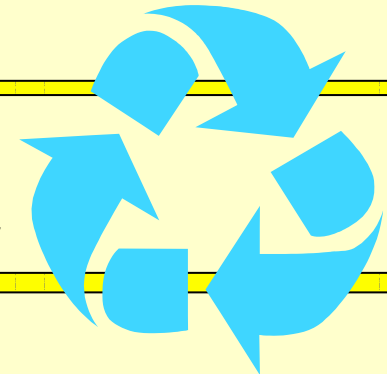
容器包装廃棄物の排出抑制
適正な分別排出

市町村

質の高い分別収集
使用済みペットボトルの円滑な引渡し

事業者

容器包装廃棄物の排出抑制の促進
再商品化の合理化・質の向上



すべての関係者の連携協力により容器包装廃棄物の3Rが実現